に「又は平成24年旧措置法第42条の６第３項」を加え、同表中

第１項の表の第１	00072	法規別表六(十四)「18」の欄の金額
第２項	00073	法規別表六(十四)「23」の欄の金額
第１項の表の第２	00074	法規別表六(十四)「18」の欄の金額
第２項	00075	法規別表六(十四)「23」の欄の金額
第１項の表の第３	00076	法規別表六(十四)「18」の欄の金額
第２項	00077	法規別表六(十四)「23」の欄の金額
第１項の表の第４	00078	法規別表六(十四)「18」の欄の金額
第２項	00079	法規別表六(十四)「23」の欄の金額
第１項の表の第５	00080	法規別表六(十四)「18」の欄の金額
第２項	00081	法規別表六(十四)「23」の欄の金額
第１項（償却費）	00082	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第１項又は第11項準備金）	00083	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
第２項、第３項又(特別償却準備金）	00084	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
第２項	00085	法規別表六(十五)「16」の欄の金額
第３項	00086	法規別表六(十五)「21」の欄の金額
措置法第42条の９の第１号	00072	法規別表六(十四)「18」の欄の金額

を

「

沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成24年旧第１項の表
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の９号
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成24年旧第１項の表
	第42条の９号
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成24年旧第１項の表
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の９号
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の９号
	第42条の９
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の９号
	第42条の９
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第42条の10
	第52条の３（特別償却
	第52条の３は 第 12 項
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の10
	第42条の10
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成24年旧第１項の表
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の９号
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成24年旧第１項の表
	第42条の９号
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の９項の表の第で）又は平42条の９第の表の第１で）
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	租税特別措正する法律16号）附則定によりなるものとさ置法（以下「平成24年いう。）第42平成24年旧第１項（償
	第52条の３（特別償却
	第52条の３は 第 12 項
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成24年旧の10第２項置法第42条
	平成24年旧の10第３項置法第42条